児童に関する手当・福祉に関する手当のご案内

本子ども課子ども育成係（☎内線1161）
本福祉課障害福祉係（☎内線1159）
松住民福祉課福祉子ども係（☎内線2153）

児童手当

15歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されます。（日本国内に居住する場合）

○支給額（月額）

0歳から3歳未満
15，000円（一律）

3歳以上小学校修了前
10，000円
（第3子以降は15，000円）

中学生　10，000円（一律）

特例給付（所得制限限度額以上）
5，000円（一律）

※公務員の人は勤務先で手続をしてください
※受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったときは、市と勤務先への届出が必要です
※児童手当法の一部改正により、所得制限上限額が設けられ、児童を養育する主たる生計維持者の所得が所得制限上限額以上の場合、令和4年6月分（令和4年10月支給分）から特例給付が支給されなくなります。また、毎年6月に届出義務のある現況届について、一部の人を除き、届出が不要となります

児童扶養手当

児童（18歳到達年度の末日（一定基準以上の障害のある場合は20歳未満）まで）を監護する母、児童を監護し生計を同じくする父、父母に代わって児童を養育している人に支給されます。手当の対象となる児童は、ひとり親もしくはひとり親に相当する状態にある児童（父母が離婚している・父または母が一定基準以上の障害の状態にある児童など）です。

○支給額　令和4年4月～（月額）

全部支給の場合
第1子　43，070円
第2子　10，170円
第3子　6，100円

一部支給の場合
所得に応じて手当額が決まります。

※受給資格者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は、その年度の手当について一部または全部が支給されません
※受給資格要件や所得制限限度額など、詳しくはお問い合わせください
※手当を受給している人は8月に現況届を提出する必要があります

特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父もしくは母（どちらか所得の高い方が受給者となる）、または父母に代わって児童を養育している人に手当が支給されます。

○支給額　令和4年4月～（月額）
1級…52，400円
2級…34，900円

※児童が児童福祉施設などに入所している場合や障害を事由とする年金を受給できる場合は、手当が支給されません
※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの所得に応じて、その年度の手当の全部が支給されません
※受給資格要件、障害の程度、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください
※手当を受給している人は、8月に所得状況届を提出する必要があります

手当の支給は原則として申請の翌月分から開始します

なお、受給中に次の事由が生じたときは手続が必要です。

・住所や氏名に変更があったとき
・対象児童が増えたとき、減ったとき
・受給資格がなくなったとき　など

※手続が遅れると手当が受給できない月が生じたり、受給した手当を返還してもらうことがありますのでご注意ください
※各手当に関する詳細は、市ホームページをご覧ください

障害児福祉手当

対象児：在宅で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の人。ただし、障害を支給事由とする給付を受けている人や社会福祉施設などへ入所中の人は除きます。

支給額　令和4年4月～（月額）
14，850円

特別障害者手当

対象者：在宅で著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の人。ただし、社会福祉施設などへ入所中や病院に3か月以上入院している人は除きます。

支給額　令和4年4月～（月額）
27，300円

※障害児福祉手当は、特別児童扶養手当と併せて受給できます
※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全額が停止されることがあります
※受給されている人は、毎年8月に所得状況届を提出する必要があります
※受給資格要件、障害の程度、所得制限限度額など詳しくは問合せください

受給中に次の事由が生じたときは手続が必要です。

・病院・老人保健福祉施設・障害者支援施設・特別養護老人ホームなどへ入院または入所したとき
・受給者が、死亡または転出したとき
・症状が回復し、受給程度に該当しなくなったとき

※各手当に関する詳細は、市ホームページをご覧ください